

## とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

今般、国において、東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して移住者に対し支援金を支給することを可能とする事業が設けられたことを踏まえ、鳥取県は、県内への移住促進、人手不足対策を一層進めていくため、魅力ある企業の情報を県内外に広く提供し、求職者（特に東京圏）に実際に届き、移住につなげるとっとりビジネス人材・求人紹介サイトの開設を行うこととしている。

本調達は、とっとりビジネス人材・求人紹介サイトの開設を主とする事業等に関連する業務の委託を行うものである。

#### (1) 業務名

とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託

#### (2) 業務の内容

「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託仕様書」のとおりとする。

#### (3) 予算額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ）

10,501千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

#### (4) 業務期間

契約締結日（令和3年4月1日を予定）から令和4年3月31日（木）までとする。

#### (5) 納入場所

鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク

鳥取県鳥取市東品治町111-1

#### (6) 契約する者

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県知事 平井伸治

#### (7) 契約担当部局

鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク

### 2 公募型プロポーザルへの参加資格

#### (1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている

者又は国若しくは他の地方公共団体における競争入札資格を有するとともに、鳥取県の情報処理サービスのシステム開発・改良及びシステム等管理運営と同等の業種区分に登録されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定又は国若しくは他の地方公共団体における同等の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 競争入札参加資格の情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営の業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること又は国若しくは他の地方公共団体における競争入札資格の鳥取県の情報処理サービスのシステム開発・改良及びシステム等管理運営と同等の業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事務所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の所在地及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 代表者の変更
- (ト) 解散後の契約不適合責任
- (ナ) 解散後の著作権
- (ニ) その他必要な事項
- (ヌ) 協定書に定めのない事項

### 3 公募型プロポーザルの日程及び手続き

#### (1) 日程

基本的な日程及び手続きの流れは以下のとおりである。

ア	令和3年3月5日(金)	プロポーザル公募公告
イ	令和3年3月11日(木)	質問書の提出締切り
ウ	令和3年3月15日(月)正午	参加表明書及び事前提出物の提出締切り
エ	令和3年3月17日(水)	公募型プロポーザル参加資格審査結果通知
オ	令和3年3月22日(月)午後5時	企画提案書等の提出締切り
カ	令和3年3月26日(金)予定	企画提案書のプレゼンテーション
キ	令和3年3月下旬以降	審査結果の通知、契約締結

#### (2) 手続等

##### ア 必要となる資料の交付方法

令和3年3月5日(金)から同月15日(月)までの間にインターネットの鳥取県立ハローワークホームページ(<https://www.tori-hello-w.jp/info/2555.html>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### イ 交付期間及び時間

令和3年3月5日(金)から同月15日(月)までの日(日曜日を除く。)の午前10時から午後6時15分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### ウ 交付場所

7に記載する場所

エ 交付資料

- (ア) とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)
- (イ) 「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)
- (ウ) とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)

4 参加表明書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書その他必要な書類を7の場所に令和3年3月15日(月)の正午までに提出すること。

ア 参加表明書の提出部数は1部とし、単独企業にあつては実施要領の様式第1-1号及び第2-1号を、共同企業体にあつては実施要領の様式第1-2号及び第2-2号を提出すること。

イ 共同企業体にあつては、本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、参加表明書等の提出時に、協定書の副本を1部提出すること(共同企業体協定書(別紙参考様式)を参照のこと。)

(2) 参加表明書等の審査

ア 契約担当部局は(1)により提出された書類を審査の上、その結果を令和3年3月17日(水)までに通知する。

また、プロポーザル参加資格が認められた者には、提案説明の実施日時、場所等について別途通知する。

イ アの審査により入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して4日(日曜日を除く。)以内に、書面(様式自由)によりその理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日の翌日から起算して4日(日曜日を除く。)以内に書面で回答する。

5 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 企画提案書の内容(項目)について

ア 企画提案書は、仕様書をもとに、審査要領の別紙「審査基準」に記載する審査項目について作成すること。

イ 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の目的を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

- ウ 企画提案書に記載する内容は、予算額の範囲内で実現可能なものに限る。
- エ 企画提案書の審査は、審査要領に従って行う。従って、全ての審査項目を企画提案書に盛り込むとともに、審査項目に定める内容が企画提案書のどこに記載されているのか分かり易く作成すること。
- オ 提案内容が要件を満たしていることを確認できるよう仕様書別紙1の要件定義と企画提案書の対応表を添付すること。

## (2) 企画提案書の書式

A4判用紙で作成し、印刷時の文字の大きさは10ポイント以上を用い、表紙、目次を除き両面印刷で50ページ以内にまとめること。また、ページには通し番号を振ること。

## (3) 企画提案書の作成及び提出物等について

### ア 企画提案書提出書の作成及び提出

企画提案書を提出する者は、実施要領の「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託企画提案書提出書」（様式第3号。以下「企画提案書提出書」という。）を作成・添付し、実施要領の「見積書」（様式第4号。以下「見積書」という。）とともに、企画提案書を提出すること。

### イ 提出方法

企画提案書を作成し、7の場所へ令和3年3月22日（月）午後5時までに持参又は送付（必着）すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

### ウ 提出物及び提出部数について

次に示す提出物を必要部数提出すること。なお、企画提案書は1部を除き、社名、社印その他当該社名が特定されるような記述は表紙だけでなく、全ページにわたり一切記載しないこと。

(ア) 企画提案書提出書 社名有 1部

(イ) 企画提案書 社名有 1部  
社名無 8部

(ウ) システム構築スケジュール及び人員体制（仕様書5（1）～（5）に記載する必要な体制要件を具備していることが分かる書類を含む。）

社名有 1部

(エ) 見積書 社名有 1部

(4) 提出物に対する問合せ

提出された企画提案書の内容について、文書、電子メール、電話等により問合せを行う場合がある。

(5) 企画提案書作成に係る質問の受付及び回答について

企画提案書等の作成・提出及び公募型プロポーザルに関する質問は、令和3年3月11日（木）正午まで受け付ける。

なお、本プロポーザルに関する質問は、実施要領「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト開設等業務委託質問書」（様式第5号）を作成し、電子メール又はファクシミリにより7の場所に対し行うこととする。質問のあった事項については、回答をインターネットの鳥取県立ハローワークホームページ（<https://www.tori-hello-w.jp/info/2555.html>）で令和3年3月12日（金）までに公開する。

6 企画提案書、見積額の審査及び最優秀提案者の選定、契約の締結

(1) 審査方法

提案者による企画提案書のプレゼンテーションの審査及び見積額に基づき審査を行うこととする。

(2) 採点方法

ア 企画提案書の審査

企画提案書の内容審査に対する点数は、審査要領に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の審査に応じて加点した点数（以下「技術点」という。）とする。なお、技術点の上限は150点とする。

ただし、仕様書5（1）～（5）に記載する必要な体制要件を具備していることが分かる書類が提出されない場合は失格とする。

イ 見積額の審査

見積額については、次の式により換算し、見積額に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点は（ア）と（イ）の合計とし、上限は50点とする。

（ア）構築等に要する経費の見積額の価格点

価格点＝25点×（1－構築等に要する経費の見積額／1の（3）の予算額）

構築等に要する経費とは令和3年度に提案する事業を実施する場合に必要な経費とし、1の（3）の予算額を超える見積りは失格とする。

（イ）保守運用等に要する経費の見積額に係る価格点

価格点＝25点×（1－保守運用等に要する経費の見積額／保守運用等に要する経費の予算額）

保守運用等に要する経費とは令和3年度に提案する事業を令和4年度から令和6年度に実施する場合に必要な経費とする。

また、これに係る予算額の上限は31,278千円（消費税及び地方消費税の

額を含む。)とする。なお、上限額を超える見積りは失格とする。

(3) 最優秀提案者の選定及び通知

予算額の範囲内を見積書を提出した者であって、企画提案書の技術点(各審査員が採点する技術点の平均点とする。)及び見積額の価格点の合計点において最も高得点を獲得した者を最優秀提案者に選定し、その旨を通知する。

なお、技術点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、審査員の多数決により最優秀提案者を選定するものとする。

また、最も高得点を獲得した者(公募型プロポーザル参加者が1者のみの場合も含む。)の技術点が技術点の上限の50パーセント未満となった場合には、落札者としな

(4) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位づけられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(5) 契約保証金

契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(6) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### (7) 企画提案書の取扱

ア 企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

#### イ 著作権の取扱い

(ア) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

(イ) 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(ウ) 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

#### (8) その他

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

イ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書は開示の対象となるが、県は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 企画提案書、見積書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

エ プロポーザル参加に係る費用は提案者の負担とする。

オ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）の議決が見積合わせ以降の日となる場合には、予算が可決されたときに契約の相手方の決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、契約の相手方の決定を行わないものとする。

7 書類の提出先及び問合せ先

〒680-0835 鳥取県鳥取市東品治町111-1

鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク

電話 0857-51-0501 / ファクシミリ 0857-51-0502

電子メール [hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp](mailto:hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp)